

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等
の調査結果について

平素より消防防災行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、今回の調査結果（調査基準日：平成 28 年 10 月 1 日）では、前回調査（調査基準日：平成 27 年 10 月 1 日）から改善がみられますが、未だに非常用電源が整備されていない消防本部、指令センター及び消防署所（以下「消防本部等」という。）があります。

また、既に整備されている消防本部等においても、

- ・地震対策がなされていない
- ・災害が発生した際に浸水のおそれがあるにもかかわらず、浸水対策がなされていない
- ・非常用電源の使用可能時間が 72 時間未満である

など、応急対策の拠点としての機能を適切に発揮できないおそれのある消防本部等が多くみられました。

つきましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、下記について周知するとともに、必要な助言等を行っていただくようお願いいたします。

記

(1) 非常用電源の整備について

消防力の整備指針第 23 条第 2 項において、「消防本部及び署所の庁舎には、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。」と定めており、指令センターも含めて、非常用電源の整備を進めること。

なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

(2) 非常用電源の地震・浸水対策について

消防力の整備指針第 23 条第 1 項において、「消防本部及び署所の庁舎には、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備するものとする。」と定めており、転倒防止措置や浸水想定の水位より上部への非常用電源の設置などの対策を進めること。

なお、「緊急防災・減災事業債の拡充について（平成 28 年 10 月 20 日付け事務連絡）」における「平成 28 年度地方債についての質疑応答集」の中で、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）についても緊急防災・減災事業債の対象事業とされていることから、その活用を検討すること。

(3) 非常用電源の使用可能時間について

「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月内閣府（防災担当）14P（1. 災害対応体制の実効性の確保）において、「人命救助の観点から重要な 72 時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい」とされている。

消防本部等は、人命救助を行うにあたって最も重要な施設であることから、「72 時間」は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう燃料の備蓄等をしておくよう努めること。

さらに、停電の長期化に備え、1 週間程度は災害対応に支障が生じないように、燃料販売事業者等と協定を締結しておくなどの準備をしておくことが望ましいこと。

【事務担当】

消防庁消防・救急課

警防係 吉村補佐、伊藤係長、港事務官

TEL 03-5253-7522

FAX 03-5253-7532

E-mail keibou@ml.soumu.go.jp

消防本部等における非常用電源の設置状況等の調査結果

○調査目的

消防力の整備指針において、消防本部及び署所に、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点として機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとされていることから、消防本部、指令センター及び消防署所における非常用電源の設置状況等について調査を実施したものの。

○調査対象

消防本部：733本部

指令センター(指令センターを有しない119番受信設備を含む)：651センター

消防署所：4,841署所

○調査基準日

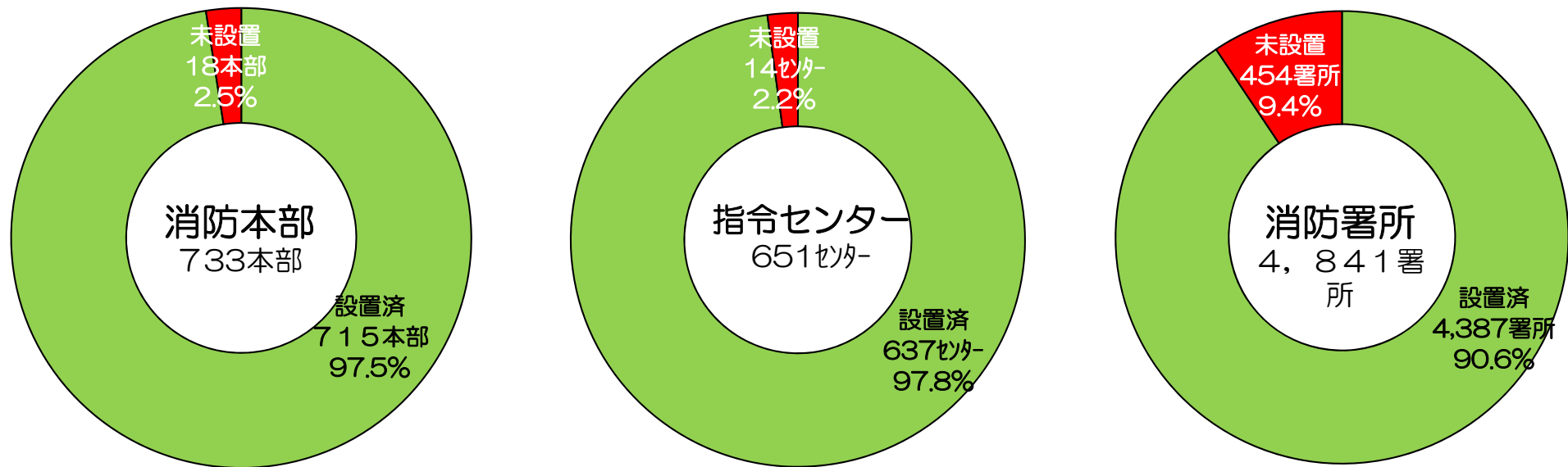
平成28年10月1日

○回収率

100%

1 非常用電源の設置について

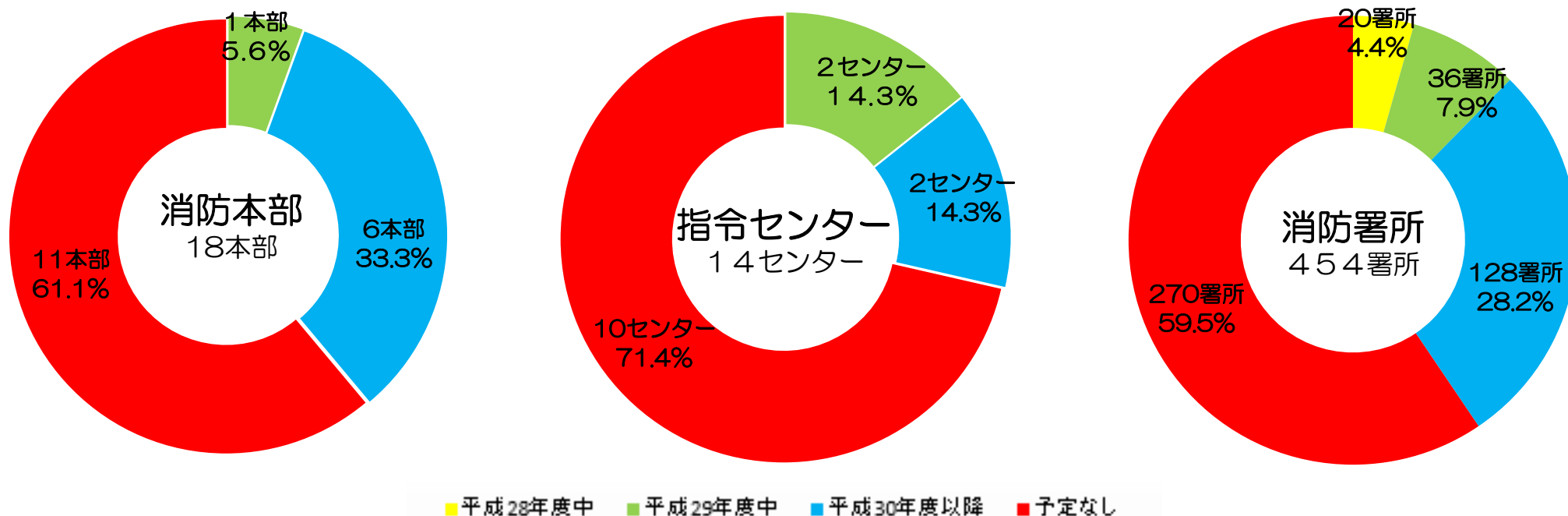
1-1 非常用電源の設置状況



- 消防本部（733本部）のうち715本部が設置（97.5%）（前年度+2.0ポイント）
- 指令センター（651センター）のうち637センターが設置（97.8%）（前年度+0.9ポイント）
- 消防署所（4,841本部）のうち4,387署所（90.6%）が設置（前年度+4.0ポイント）

1 非常用電源の設置について

1-2 未設置消防本部等の今後の設置予定



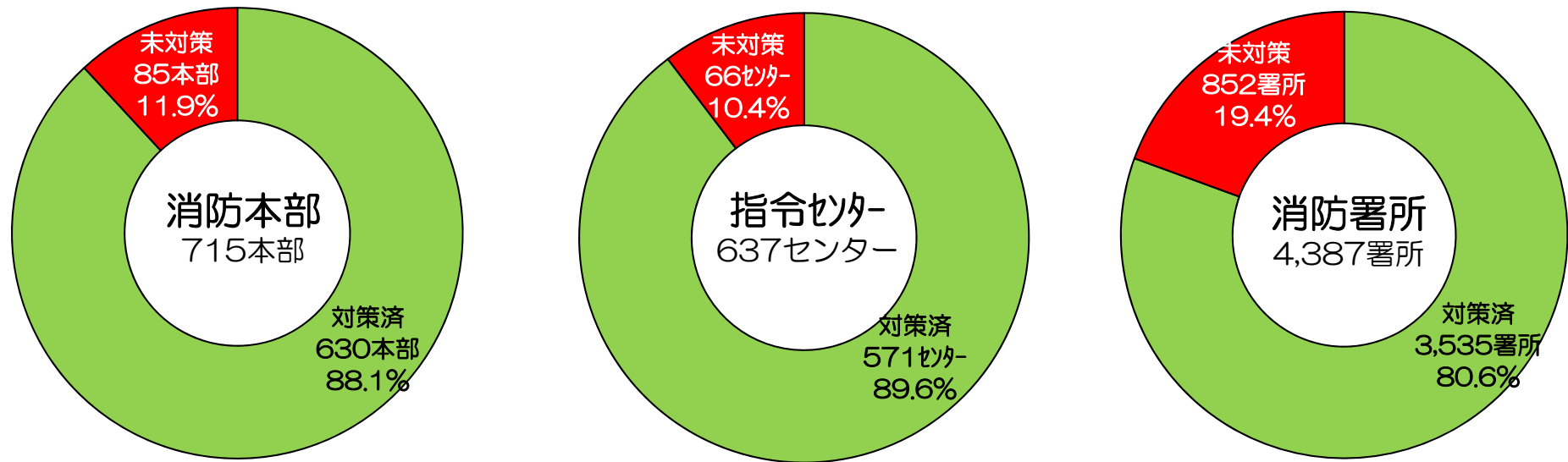
○非常用電源設置の予定なし

- ・消防本部（18本部）のうち11本部（61.1%）
- ・指令センター（14センター）のうち10センター（71.4%）
- ・消防署所（454本部）のうち270署所（59.5%）

○設置予定のない主な理由（消防本部）※複数回答

- ・庁内で議論がなされていない 2本部
- ・設置に多額の費用がかかるため 7本部
- ・設置するスペースがないため 3本部

2 非常用電源の地震対策状況について



※非常用電源設置済と回答した消防本部、指令センター等及び消防署所が対象

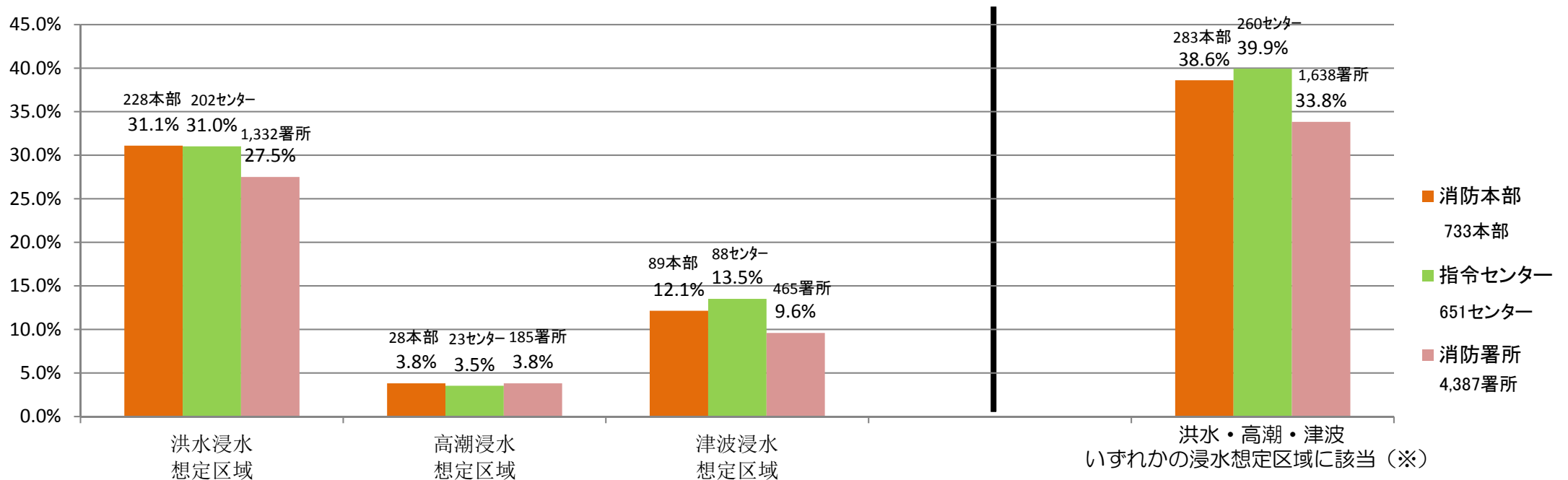
- 消防本部（715本部）のうち630本部（88.1%）（前年度+3.2ポイント）
- 指令センター（637センター）のうち571センター（89.6%）（前年度+6.2ポイント）
- 消防署所（4,387署所）のうち3,535署所（80.6%）（前年度+3.5ポイント）

【地震の主な対策例】

- 建物が耐震化済で、発電装置等が転倒防止措置済
- 屋外にアンカーボルト等で固定し設置

3 非常用電源の浸水対策状況について

3-1 浸水想定区域内に消防本部等が設置されている状況



※複数の浸水想定区域に該当している消防本部、指令センター及び消防署所があるため、災害別状況の合計とは一致しない。

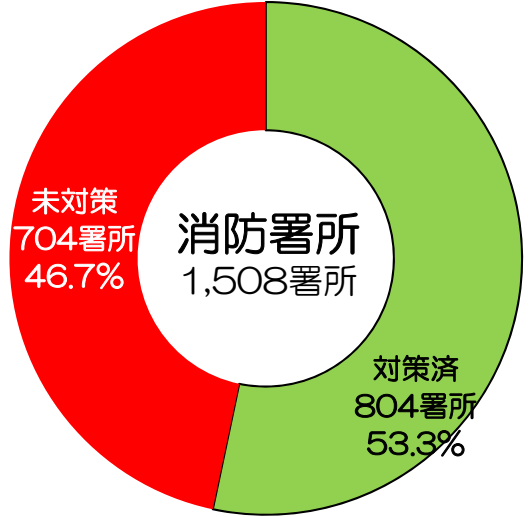
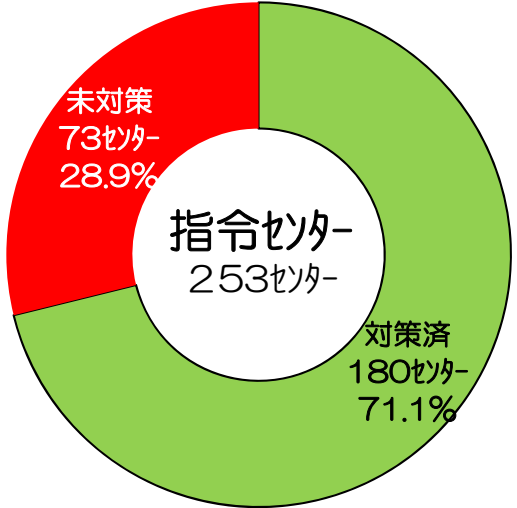
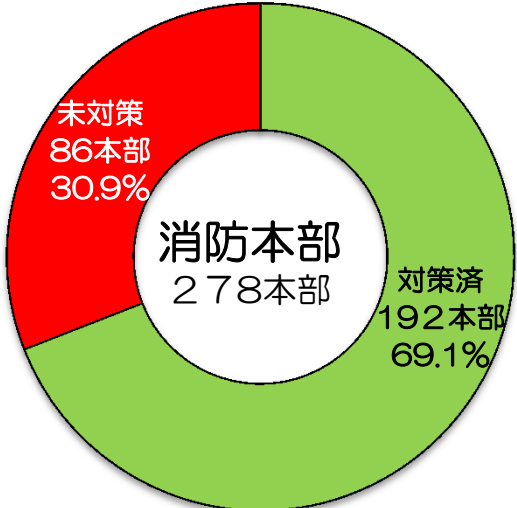
○消防本部、指令センター及び消防署所で、洪水、高潮または津波浸水想定区域内のいずれかに該当している消防本部、指令センター及び消防署所は、

- 消防本部（733本部）のうち**283本部（38.6%）**（前年度－0.1ポイント）
- 指令センター（651センター）のうち**260センター（39.9%）**（前年度＋1.7ポイント）
- 消防署所（4,841署所）のうち**1,638署所（33.8%）**（前年度－0.1ポイント）

○消防本部、指令センター及び消防署所のいずれも**約3割**が浸水想定区域内に設置されている。

3 非常用電源の浸水対策状況について

3-2 浸水対策状況



※非常用電源を設置済で、かつ発災の際、浸水のおそれがある消防本部、指令センター等及び消防署所が対象

○非常用電源を設置済で、かつ発災の際、浸水のおそれがある消防本部、指令センター及び消防署所のうち非常用電源に対する浸水対策を行っている消防本部、指令センター及び消防署所は、

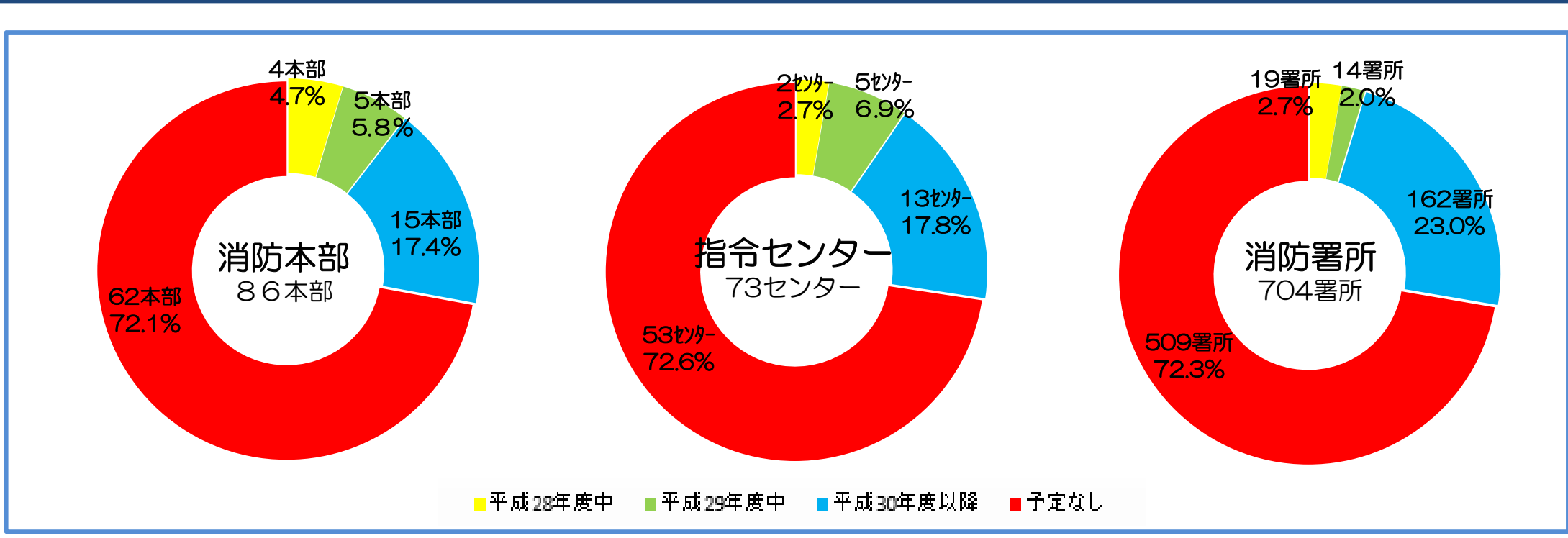
- 消防本部（278本部）のうち192本部（69.1%）（前年度+2.0ポイント）
- 指令センター（253センター）のうち180センター（71.1%）（前年度+5.9ポイント）
- 消防署所（1,508署所）のうち804署所（53.3%）（前年度+5.4ポイント）

○主な浸水対策例

- 想定浸水深より上部に設置
- 水が入らない構造の部屋に設置
- 浸水防水板または土のうを準備

3 非常用電源の浸水対策状況について

3-3 浸水対策を行っていない消防本部等の今後の予定



○非常用電源が設置済みであるが、浸水対策を行う予定のない消防本部等

**消防本部（86本部）のうち
62本部（72.1%）**

○主な理由（消防本部）※複数回答

- ・庁内で議論がなされていない 25本部
- ・設置に多額の費用がかかるため 28本部
- ・設置するスペースがないため 12本部

**指令センター（73センター）のうち
53センター（72.6%）**

○主な理由（指令センター）※複数回答

- ・庁内で議論がなされていない 18センター
- ・設置に多額の費用がかかるため 25センター
- ・設置するスペースがないため 13センター

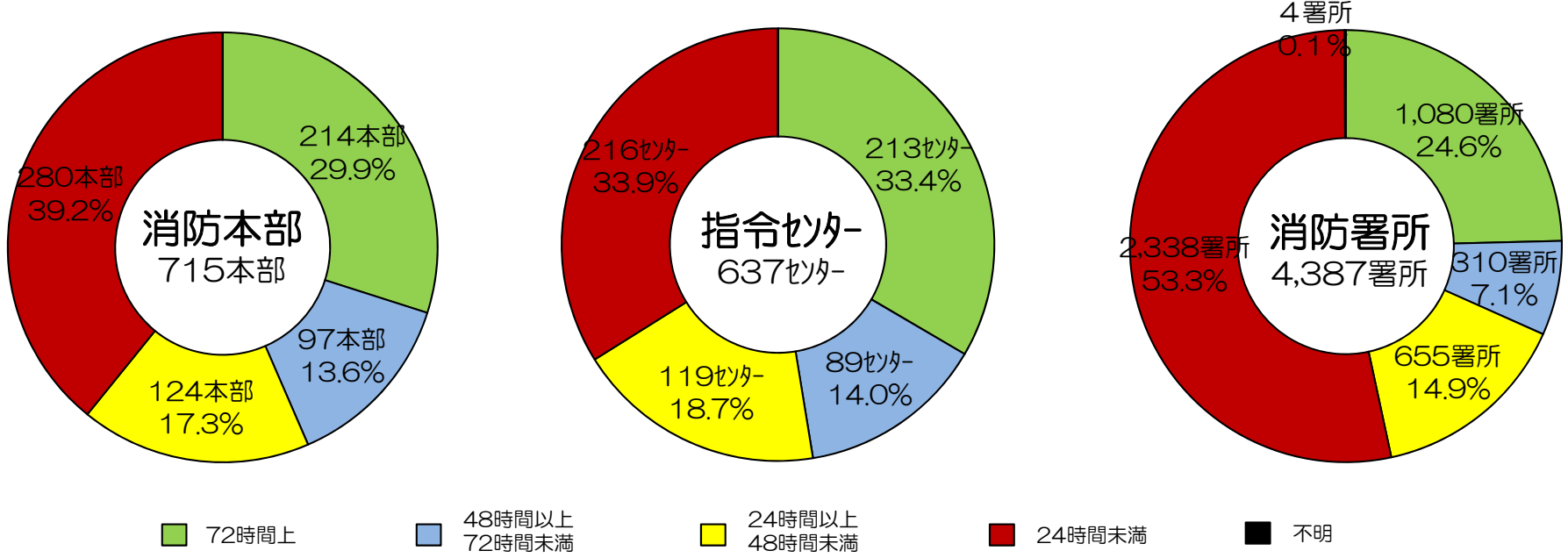
**消防署所（704本部）のうち
509署所（72.3%）**

○主な理由（消防署所）※複数回答

- ・庁内で議論がなされていない 177署所
- ・設置に多額の費用がかかるため 211署所
- ・設置するスペースがないため 98署所

4 非常用電源の使用可能時間について

非常用電源の使用可能時間



※非常用電源設置済と回答した消防本部、指令センター及び消防署所が対象

- 消防本部（715本部）のうち、72時間以上の消防本部が**214本部（29.9%）**
（前年度+2.6ポイント）
- 指令センター（637センター）のうち、72時間以上の指令センターが**213センター（33.4%）**
（前年度+6.0ポイント）
- 消防署所（4,387署所）のうち、72時間以上の消防署所が**1,080署所（24.6%）**
（前年度+1.8ポイント）

参考1 非常用電源の災害への対策例

浸水に対する対策例

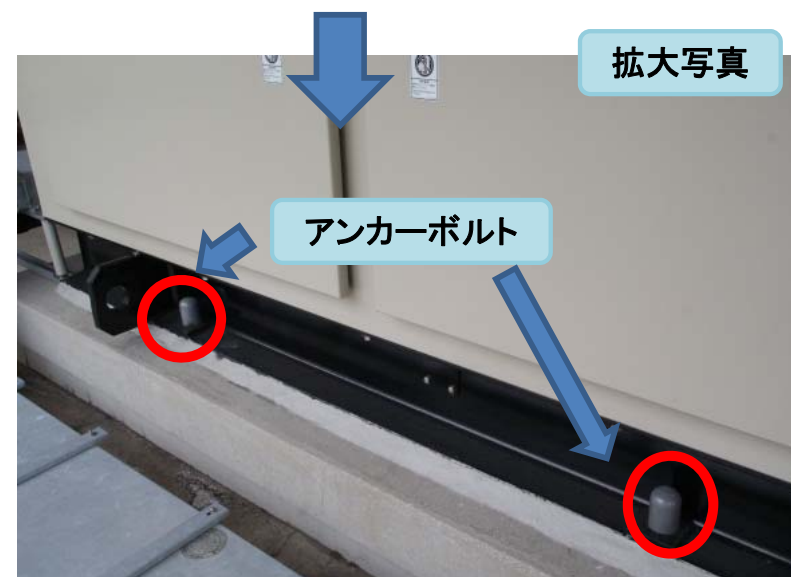
屋上に非常用電源を設置



提供：佐賀広域消防局

地震に対する対策例

耐震化されている建物内に
アンカーボルトにて固定



提供：尼崎市消防局

参考2 非常用電源の適切な確保

消防力の整備指針

【23条】

- 1 消防本部及び署所の庁舎は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備するものとする。
- 2 消防本部及び署所に、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点として機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。
- 3 (略)

未設置の消防本部は、非常用電源設備を早急に設置することが重要

更に、災害による停電時において、確実に非常用電源を稼働させるためには、揺れや、浸水に備えた非常用電源の確保が重要

非常用電源の設置及び移設等に要する経費は、緊急防災・減災事業債の対象

非常用電源の使用可能時間について

- 一般に、発災後「72時間」を過ぎると要救助者の生存率が大きく下がるといわれており、この時間帯に地方公共団体の機能が低下することは致命的となるおそれがある。
- さらに、停電が長期化する場合もある。

(参考)

平成27年台風第21号(与那国町) 5日間で100%復旧
平成27年9月関東・東北豪雨(常総市) 5日間で100%復旧

○人命救助の観点から重要な「72時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とするよう努めること。

○停電の長期化に備え、あらかじめ燃料販売事業者等と協定を締結しておくなど、1週間程度は、災害対応に支障がでないよう準備しておくことが望ましい。